国 都 市 第　１１６ 号
国 住 街 第　１７０ 号
令 和 ２ 年 ３ 月　19 日

都道府県、政令市、都市再生機構
土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業
及び住宅市街地総合整備事業主管部局長 各位

国土交通省都市局市街地整備課長
住宅局市街地建築課長

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、
防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の運用について（技術的助言）

貴職におかれましては、平素より土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等（以下「土地区画整理事業等」という。）の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

平成 28 年 12 月に施行された無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。）第 12 条前段の実効性を担保するため、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年省令第 32 号。以下「改正規則」という。）が平成 31 年４月１日に公布・施行されるとともに、国土交通省道路局より道路管理者に別添のとおり「道路法施行規則第４条の４の２の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成 31 年４月１日付国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号。以下「道路局課長通達」という。）、「『道路法施行規則第４条の４の２の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて』の運用上の留意事項について」（平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡）及び「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」（令和元年９月 30 日付事務連絡。以下「道路局手引き」という。）が通知されたところです。

つきましては、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者（以下「関係事業者」という。）、土地区画整理事業等の施行者又は施行予定者（以下「施行者等」という。）及び道路管理者（将来道路管理者も含む。以下同じ。）との調整が円滑に実施されるよう、道路局手引きによるものの他、下記の事項に留意の上、適切に運用いただくようお願いします。

併せて、関係市町村及び土地区画整理組合、市街地再開発組合及び防災街区整備事業組合等に対しても本通知を周知願います。

なお、本通知の内容については、国土交通省道路局及び関係事業者と調整済みであることを申し添えます。

記

１．背景

無電柱化法第 12 条前段において、関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第２条第２項第１号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計

画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。「都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業」には、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業、都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第 49 号）による防災街区整備事業が含まれ、その他これらに類する事業として住宅市街地総合整備事業等が該当することから、これらの事業により整備される道路においても無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）が求められることとなる（道路局課長通達２（１）、（２）ア参照)。

２．関係事業者との連携

無電柱化を推進する上で必要な関係事業者との連携については、以下に留意すること。

（ア）　施行者等は、道路を掘削する工事着手の基準日の２年前までに、別紙１により関係事業者にその旨通知することとなっており、関係事業者に準備のための十分な時間を与えるために、通知の時期としては、都市計画決定など可能な限り早い段階が望ましい。なお、２年前までに通知がなされていない場合であっても、可能な限り無電柱化の実施がなされることが望ましい。

（イ）　関係事業者が行う無電柱化工事のうち、土地区画整理事業等に必要な工事と重複する部分については、土地区画整理事業等の施行者（以下「施行者」という。）が整備することができるものとする。具体的には、道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等が挙げられる。（下図参照）

また、設計・工事にあたっては、関係事業者と密に連携し調整を行うことにより、手戻り等を無くし、併せてコスト削減、事業期間短縮に努めるものとする。

さらに、沿道地権者等との調整や、各々の工事に関する説明にあたっては、施行者等と関係事業者が合同説明会を開催することや地元協議会を設置することなどにより、連携して取り組むことが望ましい。

（ウ）　土地区画整理事業等に併せた無電柱化に要する費用は、関係事業者が負担することを基本として調整する。

また、土地区画整理事業等に必要な工事と重複する部分を施行者が整備及び負担することにより、事業期間の短縮やコスト削減等の効率化が図られる場合には、施行者が可能な範囲で積極的に負担することが望ましい。

なお、土地区画整理事業等により、既存の電柱又は電線を移転又は除却する場合においては、土地区画整理法第 78 条等に規定される損失補償の可能性が否定されるものではない。

（エ）　関係事業者から求めがあり、地方公共団体及び施行者等において必要性が確認できる場合には、上記（イ）（ウ）以外の方法について検討する。

３．道路管理者との連携

改正規則の施行により、管内地方公共団体が管理する道路の占用許可基準が変更されたことから、土地区画整理事業等により整備される道路の無電柱化に向けては、関係事

業者のみならず道路管理者に対しても、適切な連携を図ることが望ましい。
ついては、都市計画決定など可能な限り早い段階で、別紙２により道路管理者に情報共有すること。
上記情報共有を行うことで、地方ブロック無電柱化協議会等の場で、道路管理者から関係事業者へその旨共有され、事業の進捗状況等の情報の共有が一層図られることとなっている。

４．施行者等への指導・情報提供

土地区画整理事業等の施行に係る事前相談の段階から、施行者等に対し、上記２．及び３．に加えて、以下について指導・情報提供することが望ましい。

（ア）管内地方公共団体の管理道路の占用許可基準が変更になったこと及び土地区画整理事業等により整備される道路についても、無電柱化が求められること。

（イ）事業計画案の検討段階から、土地区画整理事業等の施行区域内の無電柱化の方針等について、道路管理者との調整を速やかに行うことが望ましいこと。なお、改正規則の施行日以前に土地区画整理事業等に対する公共施設管理者の同意又は事業の認可がされた場合であっても、事業計画の変更が困難な場合を除き、無電柱化が求められるので、道路管理者との調整を速やかに行うことが望ましいこと。

［図　役割分担の例］

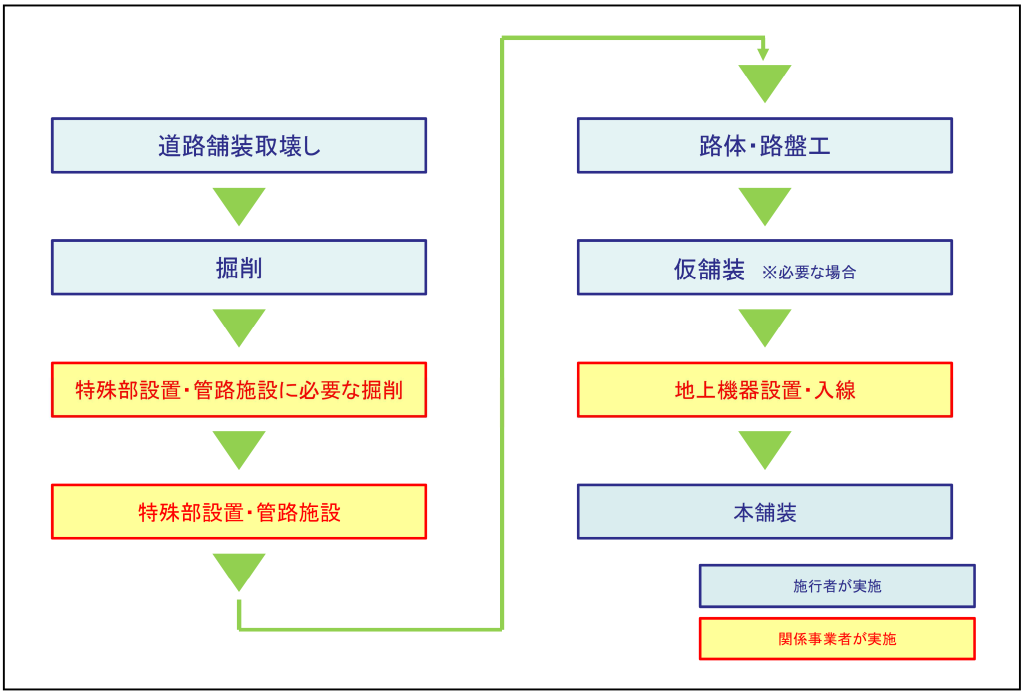

以　上

別紙１

事業通知書

年　　月　　日

（関係事業者）　殿

施行者等　印

無電柱化の推進に関する法律第 12 条に規定する事業について、下記のとおり通知します。

記

１	事業の場所	●●県●●市●●町 （事業名：　　　　　　　　　　　　　　　）
２	事業の着手予定時期	令和●●年●●月
３	事業の完了予定時期	令和●●年●●月
４	事業の概要（予定）	延長　Ｌ＝●●ｍ、幅員　Ｗ＝●●ｍ
５	事業の進捗状況（予定含む）	令和●●年●月　予備設計着手予定
６	その他	例：位置図、平面図、横断図等　関係図書、全体工程等の参考資料

担当部署　連絡先
〇〇組合
電話：０００－０００－００００

土地区画整理事業等に併せた無電柱化に係る事業リスト

〇〇県

R〇.〇.〇時点

No.	路線名	事業区間			延長［km］	事業の概要	事業の進捗状況	工事着手予定時期	道路管理者	関係事業者	通知日	無電柱化実施の有無
		起点	～	終点								
1			～									
2			～									
3			～									
4			～									
5			～									
6			～									
7			～									
8			～									
9			～									
10			～									
11			～									
12			～									
13			～									
14			～									
15			～									
16			～									
17			～									
18			～									
19			～									
20			～									
21			～									
22			～									
23			～									
24			～									
25			～									
26			～									
27			～									